

特別児童扶養手当のご案内

心身に障害がある児童を監護している父や母、父母に代わって養育している方に
児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

1 手当を受けられることができる方

心身に中度以上の障害がある20歳未満の児童を監護している父または母(生計中心者)。
あるいは、父母に代わってその児童を養育している方。

※監護とは、児童の生活に配慮し、衣食住の面倒をみていることです。

※養育とは、児童と同居し、監護し、生計費の大半を負担していることです。

ただし、次のような場合には、手当を受けられません。

○児童が児童福祉施設等に入所しているとき

※保育所、医療型施設、母子生活支援施設等に通園(通所)、または保護者とともに入所している場合を除く

○児童が障害を支給事由とする公的年金を受給できるとき

○手当を受けの方または児童が日本に住んでいないとき

2 障害等級および手当額

障害程度により1級または2級に認定され、手当額が決定されます。

【手当額と障害程度の目安】(手当額は令和6年4月改定)

等級	手当額(月額)	児童の障害程度
1級	児童1人につき月額 55,350 円	身体障害者手帳「1級」・「2級」の一部 療育手帳「A」およびこれらと同程度の障害
2級	児童1人につき月額 36,860 円	身体障害者手帳「3級」・「4級」の一部 療育手帳「B」の一部およびこれらと同程度の障害

3 手当の支給

手当を受けするためには申請し、認定を受ける必要があります。審査の結果、障害程度が認定されないこともございます。詳細は「5 申請手続き」をご確認ください。

認定された場合、手当は申請した月の翌月分から支給されます。定期支給月(4月・8月・11月)の11日(銀行休業日の場合は、その直前の営業日)に指定の口座にお振り込みいたします。

支給月	4月	8月	11月
支給対象月	12月分～3月分	4月分～7月分	8月分～11月分

申請・届出・問合せ窓口		住所	代表電話番号
青葉区役所	保育給付課 子育て給付係	〒980-8701 青葉区上杉1丁目5-1	022-225-7211
宮城野区役所		〒983-8601 宮城野区五輪2丁目12-35	022-291-2111
若林区役所		〒984-8601 若林区保春院前丁3-1	022-282-1111
太白区役所		〒982-8601 太白区長町南3丁目1-15	022-247-1111
泉区役所		〒981-3189 泉区泉中央2丁目1-1	022-372-3111
青葉区宮城総合支所	保健福祉課 保育給付係	〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂5	022-392-2111
太白区秋保総合支所	保健福祉課 福祉係	〒982-0243 太白区秋保町長袋字大原45-1	022-399-2111

4 所得制限

受給資格が認定されても、特別児童扶養手当制度上の所得額(1)が所得制限限度額(2)以上の場合、手当が支給されません。

(1) 特別児童扶養手当制度上の所得額

申請者または配偶者・扶養義務者の前年(1月～6月に申請する場合は前々年)の所得が対象です。地方税法上の総所得金額、退職所得等の合計額から、特別児童扶養手当制度上の所得控除額を差し引いて計算します。

※「扶養義務者」とは、申請者と同居(住民票上同一住所だが、世帯分離している場合を含む)の直系血族および兄弟姉妹(2親等以内の血族)です。

【特別児童扶養手当制度上の所得控除の種類と控除額】

控除の種類	控除額	控除の種類	控除額	控除の種類	控除額
障害者控除	27万円	勤労学生控除	27万円	小規模企業共済等	相当額
特別障害者控除	40万円	雑損控除	相当額	掛金控除	
寡婦控除	27万円	医療費控除	相当額	肉用牛の売却による事業所得控除	相当額
ひとり親控除	35万円	配偶者特別控除	相当額		

※給与所得または公的年金等に係る所得が含まれている場合は、その合計額から10万円を控除した金額になります。

※社会保険料相当額として、一律8万円を控除いたします。

(2) 所得制限限度額

申請者または配偶者・扶養義務者の特別児童扶養手当制度上の所得額が、所得制限限度額以上の場合、手当が支給されません。

所得制限限度額は、扶養親族等の数に応じて変わります。

【所得制限限度額表】

扶養親族等の数	申請者	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人以上の加算額	1人につき380,000円	1人につき213,000円

「扶養親族等の数」とは、課税台帳上の同一生計配偶者および扶養親族の合計数です。

扶養親族等の中に下記の方がいる場合、所得制限限度額に加算されます。

□ 申請者

- ① 同一生計配偶者(70歳以上)または老人扶養親族1人につき10万円
- ② 特定扶養親族等(16歳以上23歳未満)1人につき25万円

□ 配偶者・扶養義務者

- ① 老人扶養親族の他に扶養親族等がいる場合、老人扶養親族1人につき6万円
- ② 老人扶養親族の他に扶養親族等がない場合、老人扶養親族から1人を差引いた人数1人につき6万円

5 申請手続き

手当を申請する際には、申請する方がお住まいの区の区役所保育給付課（総合支所の区域にお住まいの方は総合支所保健福祉課）へご相談ください。申請に必要な書類は下記のとおりです。

(1) 申請に必要な書類

① 特別児童扶養手当診断書

- ・1か月以内に発行されたもの
- ・特別児童扶養手当用の診断書様式は、区役所・総合支所の窓口から受け取るか、仙台市のホームページからダウンロードしたものをご利用ください。

HP アドレス

<http://www.city.sendai.jp/kate/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/shogai/shien/fuyoteate.html>

・次に該当する場合は診断書を省略できる場合がありますので、区役所・総合支所の窓口でご確認ください。

(ア) 身体障害者手帳1級・2級・3級

視覚・聴覚・平衡機能・音声機能・言語機能・そしゃく機能障害、肢体不自由による手帳

(イ) 身体障害者手帳4級の一部

肢体不自由(下肢)の一部による手帳

(ウ) 療育手帳 A

手帳の判定を受けた月が、請求月を含めて4か月以内のもの

- ② 申請者の口座が分かるもの(預金通帳、キャッシュカード)
- ③ 申請者の個人番号(マイナンバー)が分かるもの(個人番号カード)
※児童や配偶者、扶養義務者の個人番号も確認する場合がございます。
- ④ 身体障害者手帳または療育手帳
- ⑤ 外国籍の方は、在留期間の確認できるもの(在留カード)

(2) 窓口でご記入いただく書類・聞き取りにより係員が記入する書類

認定請求書・生計維持等に関する調書・特別児童扶養手当認定請求者の現況調書

(3) 上記のほか、申請者の世帯の状況等により必要となる場合がある書類

※添付書類について、区役所・総合支所の窓口でご確認ください。

① 各種申立書

(ア) 別居監護申立書:申請者が対象児童と別居している場合

(イ) 養育申立書:申請者が父母に代わって対象児童と同居し、養育している場合

(ウ) その他:居住申立書・不在申立書・同居人との関係申立書・監護申立書 等

- ② その他必要なもの(状況に応じて異なります。詳しくは窓口でご案内いたします。)

6 障害の再認定

障害程度は、期間を定めて認定しております。提出期限(3月・7月・11月の末日)までに診断書等を提出していただき、再認定を受けていただく必要があります。なお、提出期限の2か月前に対象となる方へ担当課より案内文書を送付いたします。

再認定を受けなければ、有期満了月の翌月分から手当が受けられなくなります。また、提出期限を過ぎて請求手続きを行い再認定された場合、請求した月の翌月分から支給されます。

判定の結果、障害程度が軽くなった場合、診断書作成日の翌月分から手当等級の減額改定(1級→2級)や、障害非該当による資格喪失となります。障害程度が重くなった場合、請求した月の翌月分から増額改定(2級→1級)となります。

7 その他

手当の受給資格がある間は(支給停止の方を含む)、下記のとおり届出が必要です。障害の程度やご家庭の状況に変更があった場合、速やかに担当課までお問い合わせください。

(1) 所得状況届

毎年8月分から翌年7月分までの手当の支給を決定するため、受給資格のある方全員へ、毎年8月初旬に届出用紙を送付いたします。必要書類を添付してご提出ください。所得状況届を提出しないと、8月分以降の手当が支給されません。

なお、所得状況届を2年間提出しないと時効により受給資格が喪失しますので、ご注意ください。

(2) 額改定請求書・額改定届

手当の支給対象となる児童の人数が変わった場合や、対象児童の障害の程度が変わった場合には、手当額が変わることがありますので届け出てください。

例)療育手帳「判定 B」→「判定 A」のような、手帳の等級の変更

(3) 資格喪失届

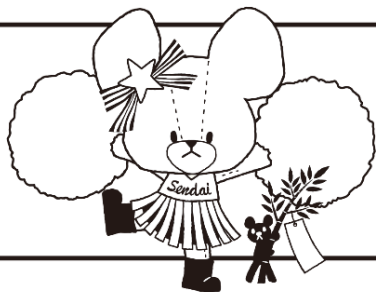
次のような場合、受給資格が喪失となるため、届け出てください。

- ・手当を受ける方が、児童を監護または養育しなくなったとき
 - ・児童が児童福祉施設等に入所したとき
- ※保育所、医療型施設、母子生活支援施設等に通園(通所)、または保護者とともに入所している場合を除く
- ・児童が障害を支給事由とする公的年金を受給できるとき
 - ・児童の障害の程度が法に定める障害の程度に該当しなくなったとき
 - ・手当を受ける方や児童が日本国内に住所を有しなくなったとき
 - ・手当を受ける方や児童が死亡したとき

(4) その他の届出

受給証明書の交付、氏名・住所・登録した金融機関口座の変更、所得更正など

※令和6年8月より受給者証が廃止となりました。受給の証明が必要な場合は、窓口の各区役所・総合支所で証明書を交付します。



ジャッキーは仙台での子育てを
応援しています

子育てが楽しいまち・仙台